

成果連動型委託契約（PFS）を活用した特定保健指導実施率向上支援事業 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

富山県における特定保健指導実施率の向上を図るため、PFS を活用した特定保健指導実施率向上支援事業業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるもの。

2 委託業務の概要

（１）委託業務名

成果連動型委託契約（PFS）を活用した特定保健指導実施率向上支援事業

（２）業務内容

別紙成果水準書のとおり

（３）委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

（４）委託料の上限

13,105 千円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、委託料の上限には、成果の如何に関わらず支払いが行われる固定分と、成果に連動して支払いが行われる成果連動分が含まれています。委託料の詳細は、別紙成果水準書の「12. 支払方法と支払（上限）額」を参照。

※本プロポーザルは、富山県令和 7 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、富山県議会において当初予算が否決された場合には、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、プロポーザル参加者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については一切補填しない。

3 プロポーザル参加資格要件

次の条件をすべて満たす者としします。また、共同事業体を構成して参加する場合は、全ての構成員が次の資格要件をすべて満たしていることとしします。

- （１）優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること
- （２）プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- （３）本プロポーザルの募集開始の日から受託者決定の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと
- （４）宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- （５）国税及び地方税を滞納していないこと
- （６）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- （７）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがな

されている者でないこと

(8) 次のいずれにも該当しないこと

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められること

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められること

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること

4 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、電子メールにより、企画提案参加申込書（様式1）（以下、「参加申込書」という。）を令和7年3月12日（水）17時（必着）までに富山県厚生部厚生企画課医療保険係（以下、全ての書類の提出先とする）に提出してください。

(2) 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、電子メールにより、質問書（様式2）を令和7年3月12日（水）17時（必着）までに提出してください。なお、正確に内容をお伝えする必要があることから、電話及び口頭による質問は受け付けません。

なお、質問に対する回答は、参加申込書を提出された全ての事業者電子メールで通知します。

(3) 到達確認

参加申込み及び質問書を電子メールで送信後は、電話での到達確認を必ずお願いします。（連絡先：富山県厚生部厚生企画課医療保険係 TEL：076-444-3215）

5 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加申込みをされた事業者は、下記①～④の書類を電子メールにより、令和7年4月4日（金）17時（必着）までに提出してください。

(1) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

- ・別紙成果水準書を参照の上、提案すること。

【企画提案書に盛り込むべき内容】

- ア 業務実行体制、業務実績
- イ 情報管理体制
- ウ 実施方針
- エ 企画提案（勸奨技術支援及び実施体制支援の手法）
- オ スケジュール
- カ その他アピールポイント（事業による発展性、波及効果等）

② 経費見積書（任意様式）

※2（4）のうち、固定分の金額 10,685 千円（R⑦支払：9,585、R⑧支払 1,100）の範囲内で作成してください。成果連動分の金額は、経費見積の提出を求めません。なお、固定分は、事業実施にあたり必要最低限かかる経費項目（例：報告書作成費、印刷費、研修会場費等）を指します。

③ 会社概要（任意様式）

④ 誓約書（様式3）

(2) 留意事項

- ① 提出書類は、すべてA4版（A3版三つ折り可）としてください。
- ② 提出書類は返却しません。
- ③ 期日までに書類を提出されなかった場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

(3) 提出先メールアドレス

富山県厚生部厚生企画課医療保険係

E-mail：akoseikikaku@pref.toyama.lg.jp

※電子メール送信後、必ず事務局に到達確認のお電話をお願いします。

6 審査方法

(1) 審査方法

本プロポーザルの申込みがあった事業者から提出された企画提案書等について書面審査を行い、総合的に最も優れた提案をした事業者を委託候補者とします。なお、必要に応じて追加で資料の提出や説明を求める場合があります。

※プレゼンテーションは実施しません。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 審査結果通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、契約候補者の名称等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）で公表します。

なお、決定経緯及び決定理由等に関する問合せには応じないものとします。
また、不採用者に対する費用弁償はしません。

(4) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 参加資格要件に定めた資格が備わっていないとき。
- イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ウ 提出書類に不足があったとき。
- エ その他の不正な行為があったとき。

7 スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 参加申込書、質問書提出期限 | 令和7年3月12日(水) 17時 |
| (2) 企画提案書等提出期限 | 令和7年4月4日(金) 17時 |
| (3) 審査結果通知、契約締結 | 令和7年4月下旬以降(予定) |

8 その他特記事項

- (1) 企画提案書は、各プロポーザル参加者とも1案のみとします。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とします。
 - ① 県が指定した期日及び場所に書類を提出しなかった
 - ② 本プロポーザルに関する条件又は指示事項に違反した
- (3) 本プロポーザルへの参加、企画提案に要するすべての費用は、参加者負担とします。
- (4) 委託候補者となった事業者と県は、企画提案の内容をもとに、実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件等の協議・調整を行い、調整が整った場合に随意契約の手続きを行うものとします。
- (5) この要領の内容に不明な点がある場合には、県の指示に従うものとします。

9 提出先・問合せ先

富山県厚生部厚生企画課医療保険係
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
TEL : 076-444-3215 / FAX : 076-444-4440
E-mail : akoseikikaku@pref.toyama.lg.jp